

第9期(平成20年3月期) 決算説明資料



日本 E R I 株式会社
証券コード：2419



経営成績【連結】

(単位:百万円)

	19年度 第4四半期 (H20/1 H20/3)	18年度 第4四半期 (H19/1 H19/3)	増減額	19年度 (H19/4-H20/3) 累計	18年度 (H18/4-H19/3) 累計	対前年 増減額
売上高 (NET)	2,297 (2,040)	1,493 (1,493)	804 (547)	6,994 (6,539)	5,183 (5,183)	1,811 (1,356)
営業利益	225	119	344	221	1,084	863
営業利益率	9.8%	8.0%	-	3.2%	20.9%	-
経常利益	225	114	340	212	1,070	858
経常利益率	9.8%	7.6%	-	3.0%	20.7%	-

NETはピアチェックが必要な案件の適判手数料を差し引いた金額。(適判手数料は他機関に当社を通じて支払われます)



業務別売上高【連結】

(単位:百万円)

	19年度 第4四半期 (H20/1 H20/3)	18年度 第4四半期 (H19/1 H19/3)	増減額	19年度 (H19/4 H20/3) 累計	18年度 (H18/4 H19/3) 累計	対前年 増減額
確認検査 (NET)	1,581 (1,324)	877 (877)	704 (447)	4,568 (4,113)	3,076 (3,076)	1,492 (1,037)
住宅 性能評価	474	420	54	1,563	1,404	159
その他	242	196	46	863	702	160
合計	2,297	1,493	804	6,994	5,183	1,811

NETはピアチェックが必要な案件の適判手数料を差し引いた金額。(適判手数料は他機関に当社を通じて支払われます)



主要業務計数

(単位:件)

	19年度 第4四半期 (H20/1-H20/3)	18年度 第4四半期 (H19/1-H19/3)	増減比率	19年度 (H19/4 H20/3) 累計	18年度 (H18/4 H19/3) 累計	増減比率
確認	9,082	8,994	1.0%	38,779	40,236	3.6%
完了検査	9,896	9,674	2.3%	31,728	31,503	0.7%
戸建住宅 設計評価	2,790	2,464	13.2%	11,860	11,139	6.5%
共同住宅 設計評価	5,347	3,247	64.7%	18,143	13,119	38.3%



19年度の経営状況 サマリー

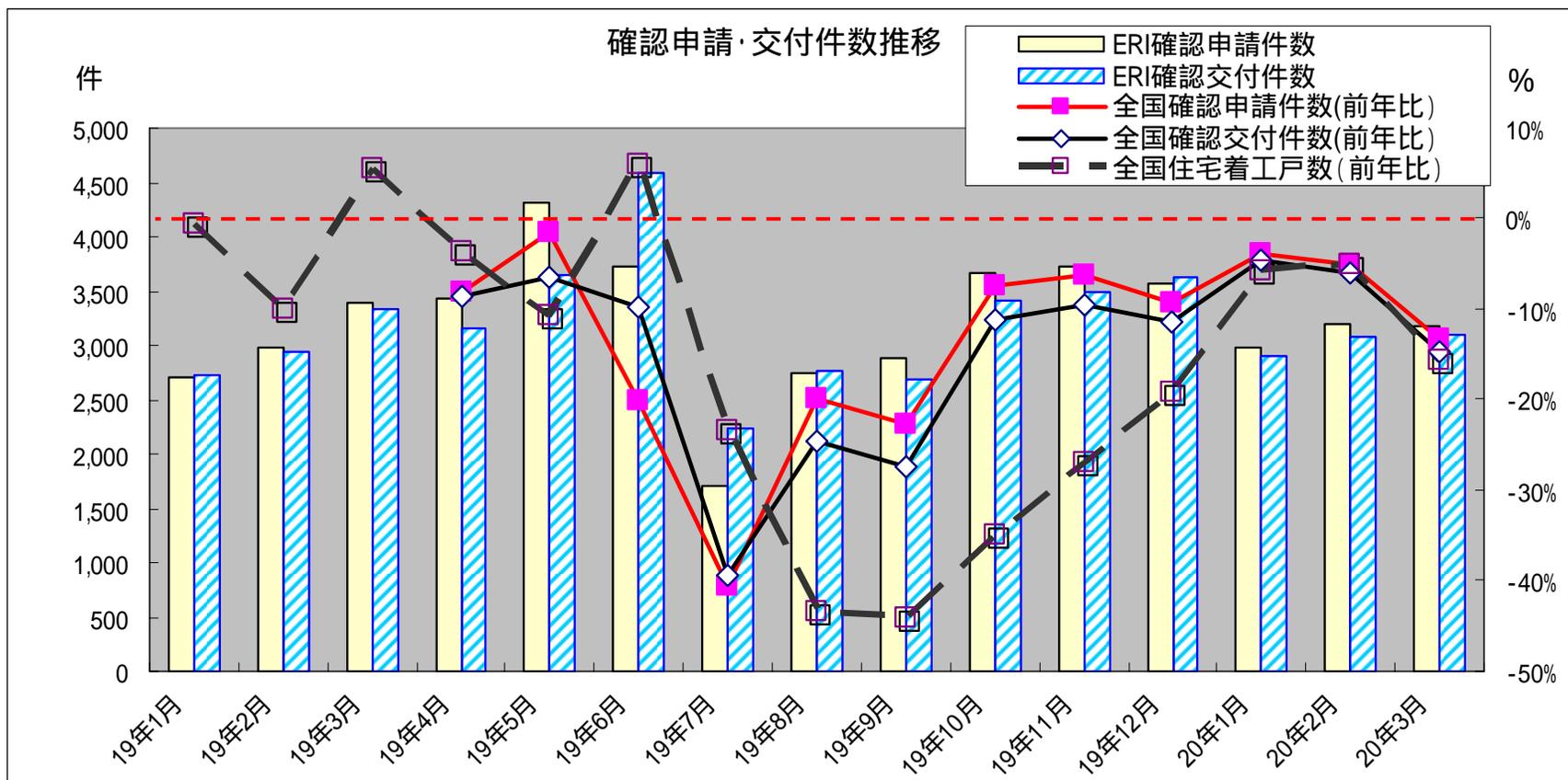
◆改正基準法施行（19/6）の当社経営への影響

- 売上計画未達・・・業務にかかる工数の増加、期間の長期化
 - 受注残、仕掛り勘定の増加
 - 前受け金の増加
- 品質による差別化
 - 技術的評価が定着・・・大型案件のシェア向上
 - 価格改定のスムーズな浸透
- 積極的な情報開示でトップ企業としての責任を果たす
 - 『改正建築基準法 目からウロコの確認申請』出版





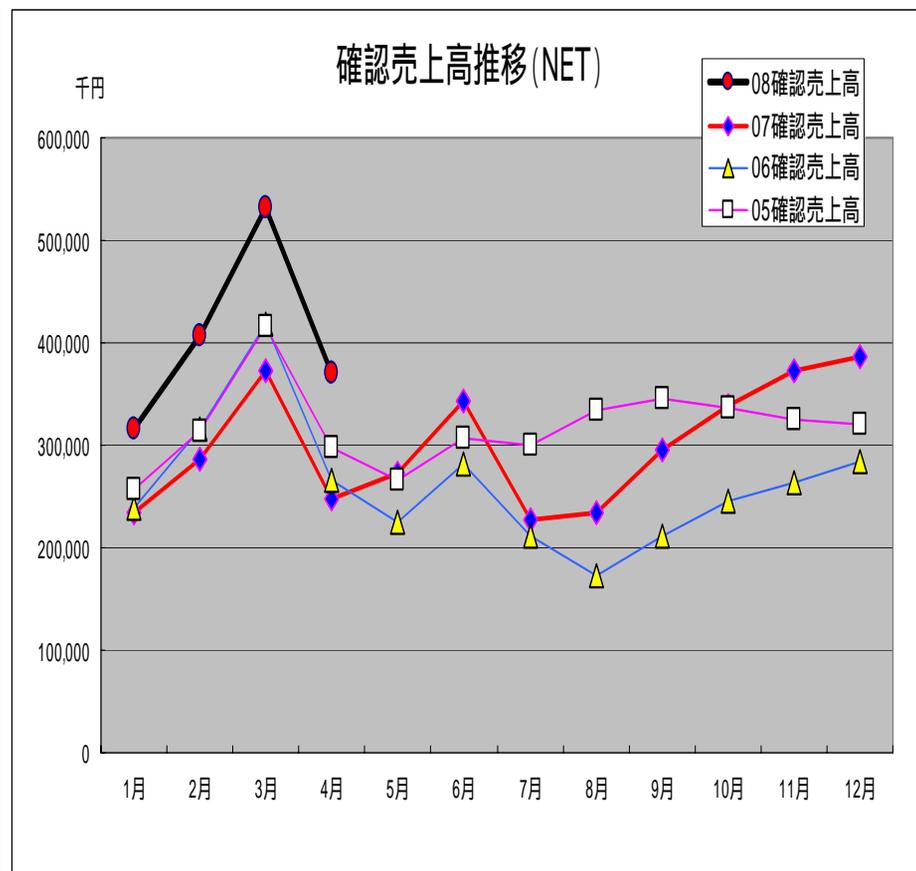
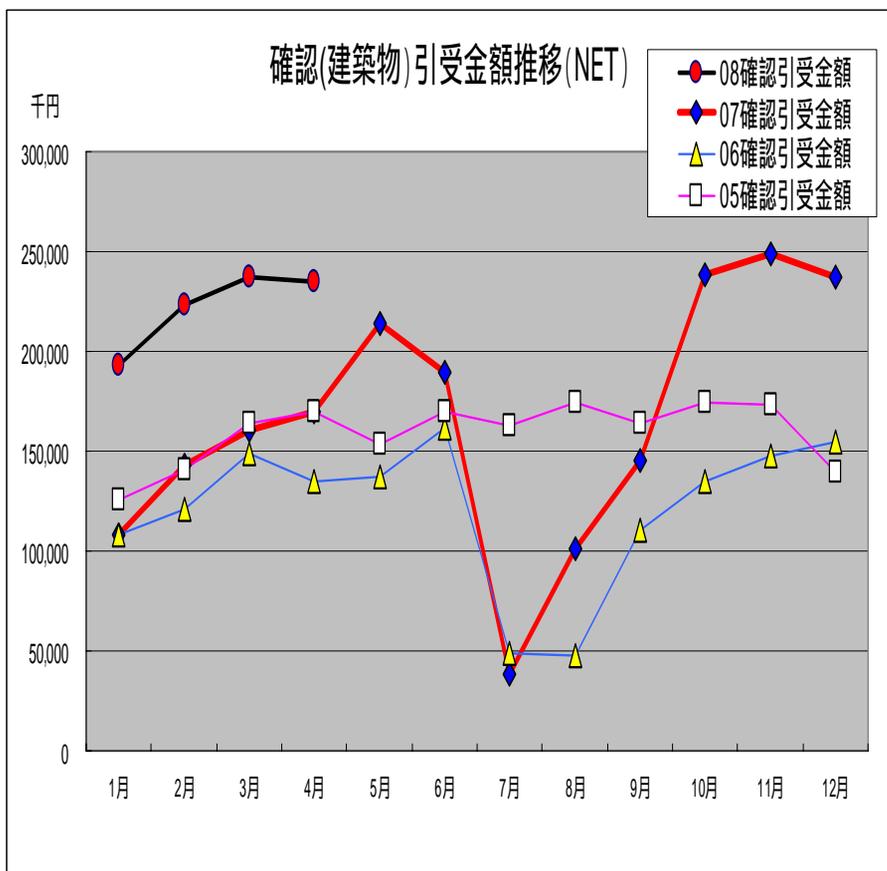
19年度の経営状況【確認申請】





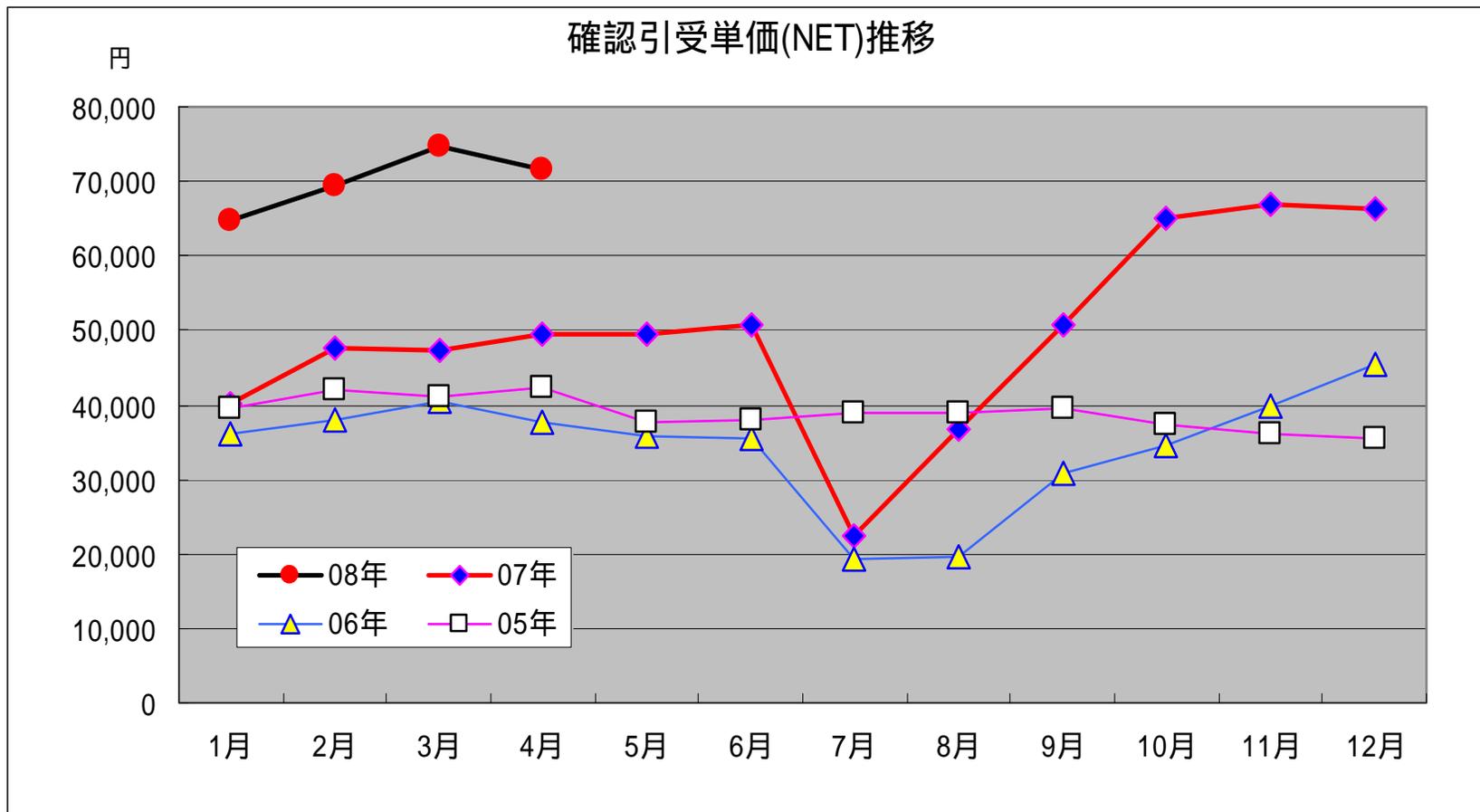
19年度の経営状況【確認申請】

◆ 確認申請の受注状況推移



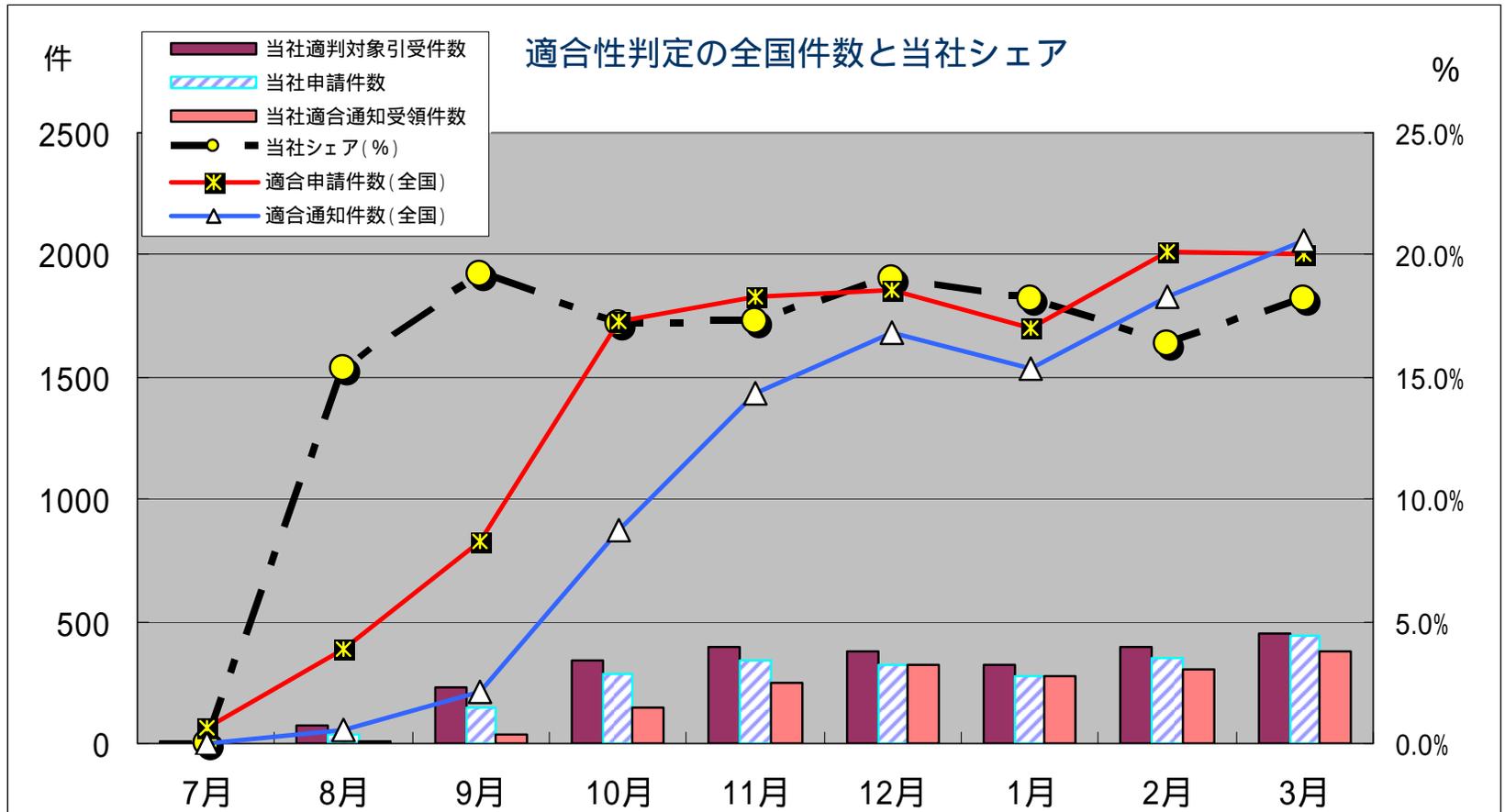


19年度の経営状況【確認申請】





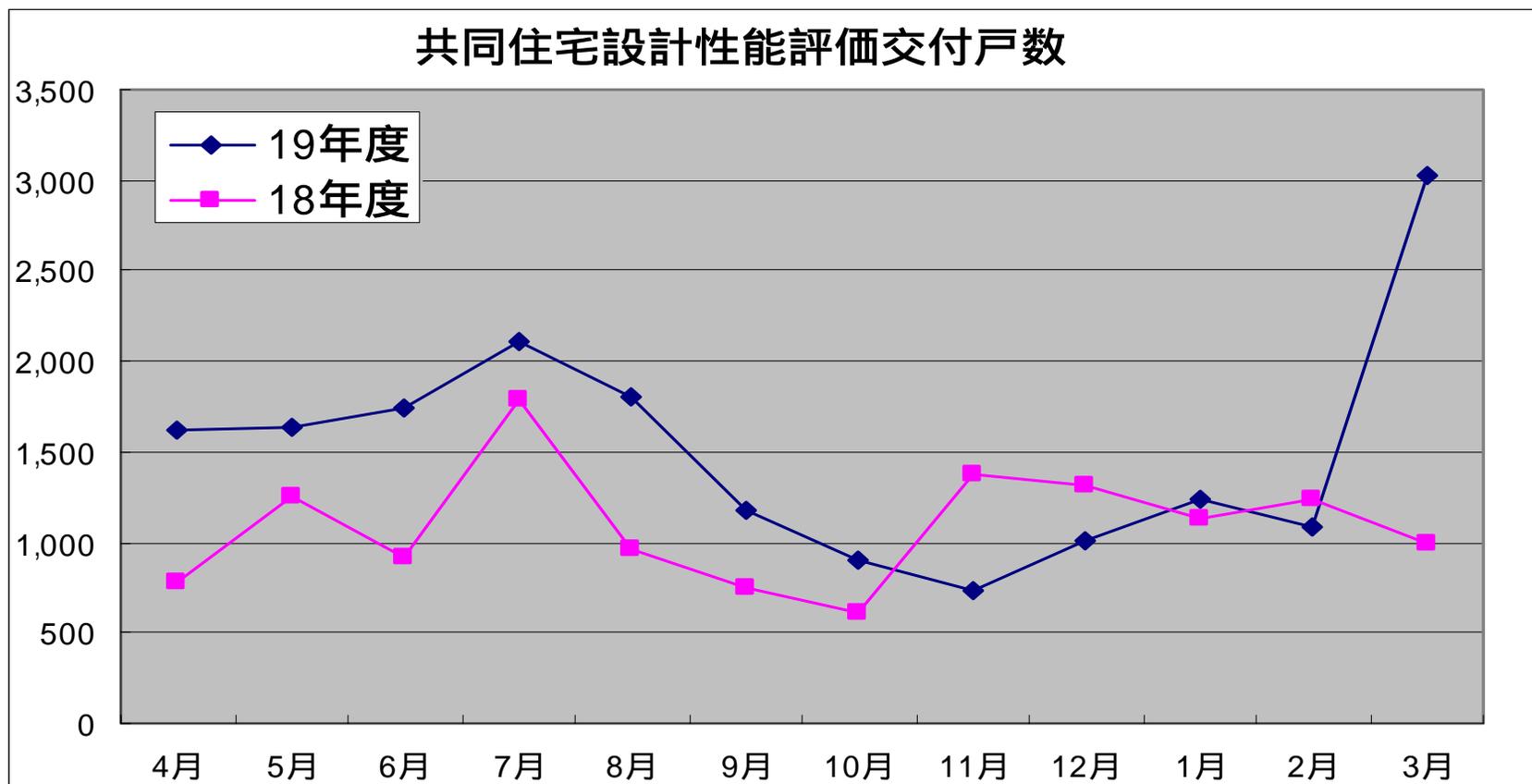
19年度の経営状況【確認申請】





19年度の経営状況【性能評価】

◆ 共同住宅設計性能評価の現状





20年度業績予想【連結】

(単位:百万円)

	20年度予想 (H20/4~H21/5) 【14ヶ月決算】	20年度予想 (H20/4~H21/3) 【補足:12ヶ月分】	19年度実績 (H19/4~H20/3)	前年度比	
				増加額	増加率
売上高 (NET)	10,536 (9,473)	9,061 (8,162)	6,994 (6,539)	3,542 (2,934)	50.6% (44.9%)
営業利益	629	622	221	850	
対売上比	6.0%	6.9%	3.2%		
経常利益	636	634	212	848	
対売上比	6.0%	7.0%	3.0%		
当期純利益	593	600	349	942	
1株当たり当期純 利益(円)	22,954.25	23,252.50	13,948.32		

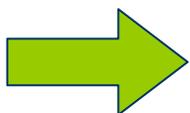
NETはピアチェックが必要な案件の適判手数料を差し引いた金額。(適判手数料は他機関に当社を通じて支払われます)



20年度通期の見通し（要点）

◆決算期の変更 決算月を3月から5月へ

- 決算事務負担の軽減
- 四半期の業績の平準化



迅速な開示体制を構築



20年度通期の見通し（要点）

◆ 経済環境は厳しい

- 住宅着工戸数の回復は半分程度・・・110万戸（年）
- マンションの着工は引き続き低調

◆ 政策環境は追い風

- 瑕疵担保履行法・・・性能表示の増加見込む（ P.15 ）
- 省エネ法改正・・・CASBEEに注目（ P.16 ）
- 長期優良住宅のモデル事業（ P.17 ）



20年度通期の見通し（要点）

◆ 確認業務

- 件数：前年比10%UP+19年度新設店の寄与
- 金額：値上げ効果（平均40%UP）が通年で寄与

◆ 住宅性能評価業務

- 政策の追い風で戸建は順調、共同住宅も伸張を予想

◆ 構造計算適合性判定業務

- 新たに2県から指定、10都県に。（東京・宮城・山形・山梨・埼玉・神奈川・広島・香川・鳥取・宮崎・長崎(予定)）

◆ 評定、ソリューション等

- 防災、耐震改修計画判定、CASBEEなど社会貢献業務の伸張を見込む

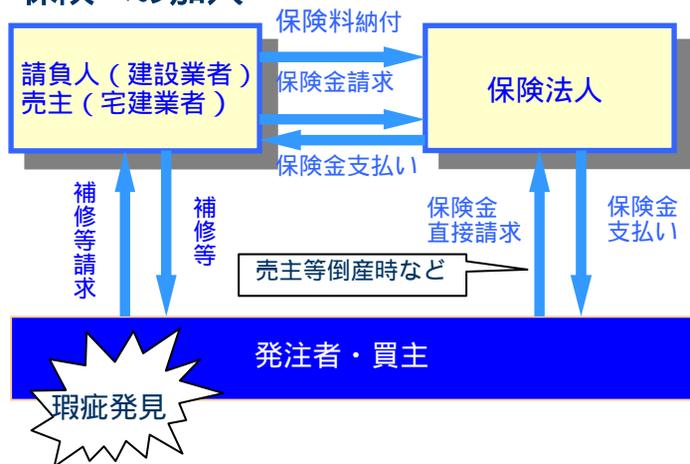


新たな市場

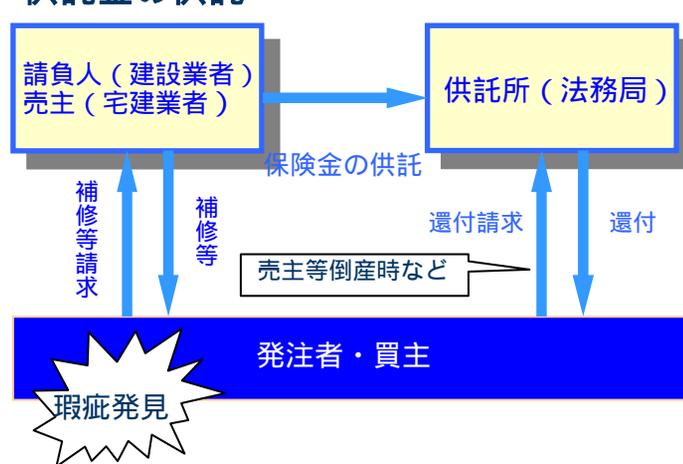
特定住宅瑕疵担保責任履行確保法

新築住宅の発注者や買主を保護するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成21年10月1日に施行され、新築住宅の請負人や売主に資力確保措置（保険への加入または保証金の供託）が義務付けられます。当社は保険に加入する際の住宅の検査を行います。また、これにより、住宅性能評価の需要拡大が見込まれます。

保険への加入



供託金の供託





新たな市場

CASBEE

建築物の環境性能評価システム。当社は平成20年3月1日に財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）よりCASBEE評価認証機関第1号として認定され、4月21日より業務を開始。現行の対象は戸建住宅を除く建築物だが、20年度からはCASBEE戸建がスタートする予定。建物を建築するゼネコンやデベロッパーはCASBEEを利用することで、その建物がどの程度環境に配慮して設計されているか（S/A/B+/B-/C）を、第三者の評価を通して対外的に示すことができます。今後の活用がますます期待される事業です。

CASBEE評価認証 手続きの流れ





新たな市場

長期優良住宅の普及の促進

国土交通省より提出された200年住宅のビジョンに沿った「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」が今年2月26日に閣議決定されました。同法案は「長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及促進」のため国交省が基本方針を定め、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画（仮称）の認定制度および当該認定に係る住宅の性能表示によりその流通を促進する制度を創設する、などと規定しています。

長期優良住宅の定義

詳細は省令で定められる

- (1) 腐食の防止、地震に対する安全性の確保
- (2) 住宅の利用の状況の変化に対応した構造・設備の変更が容易であること
- (3) 維持保全を容易にするための措置
- (4) 高齢者の利用上の安全性、省エネルギー性などについての措置が、国交省令で定めるもの、誘導基準に適合するもの



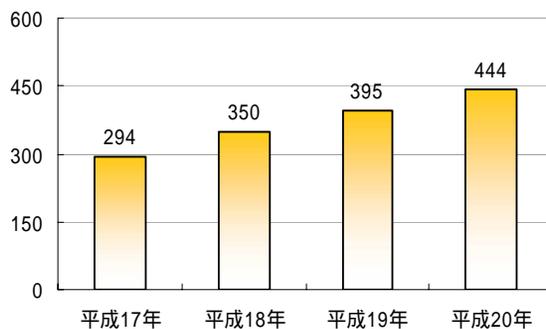
充実した技術陣

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末	平成20年3月末
従業員数	441	517	579	634
一級建築士数	294	350	395	444
確認検査員数	139	163	222	300

従業員数



一級建築士数



確認検査員数





日本 ERI が提供するサービス

建築確認・検査とは？

街中の建築工事の現場では、建築確認を行なった資格者の名前が必ず掲示されています。これから工事に着手する建築主に対し、ごく一部の例外を除き、その建築計画が法令（建築基準関係規定）に適合していることを証する確認済証を、工事着工前に取得することが義務付けられているためです。また工事完了後は、建築物の使用前に現場で完了検査を受け、実際に法令に適合していることを証する確認済証を取得することも義務付けられています。このような確認・検査制度は国民の安全な住まいの確保を図ろうとする建築基準法の規定によるものです。

従来は行政でのみこの建築確認・検査を行っていましたが、平成7年の阪神淡路大震災等が契機となって、平成11年施行の建築

基準法改正によって民間にもこの建築確認・検査事業が開放され（民間の実施する建築確認・検査にも行政と同等の効力を付与）、官から民への移行が始まりました。当社は平成12年4月より民間事業会社としては第1号の「指定確認検査機関」として業務を開始しました。

民間開放に対する理解と認知度が低い中で、当社は業務体制の整備拡充に努めながら、民間らしい優れた技術力と顧客対応能力を発揮、多くの利用者の理解と支持を得て、その後業績は拡大をたどっております。官民が並存するマーケットの中で、民間機関により行なわれる確認検査の割合（民間比率）は年々上昇し、その中で当社は最大手として、マーケットシェアは5%程度に達しています。



平成19年6月20日から追加された申請手順



日本ERIが提供するサービス

住宅性能評価とは？

エンジンの排気量、馬力など性能を明快に表示できる自動車などに比べると、住宅は性能を表示する尺度に乏しく、現場での建築作業ウェットも高いため、欠陥住宅問題が示す通り、品質のばらつきも大きくなる傾向があるといえます。そこでこのような住宅の購入をできる限り安全なものにし、住宅の相互比較も可能とするため、諸外国の制度も参考に平成12年10月より法律に基づく制度としてスタートしたのが住宅性能表示制度です。この制度を利用するかどうかは、建築主の任意ですが、利用すれば構造の安定、空気環境など9分野29事項を2～5段階で評価した住宅性能評価書が発行されます。

同評価書には、設計段階の設計住宅性能評価書と、通常4回以上の現場検査を経て完工後発行される建設住宅性能評価書の2種類があり、住宅の出生証明書ともいえます。この証明書を発行するのは国土交通省に登録をおこなっている登録住宅性能評価機関で、すべて民間が担い手となっています。この制度の利用により、性能の客観的な比較が可能、施行ミスの防止が可能、建設住宅性能評価書が交付された住宅については紛争処理機関（各地の単位弁護士会）による迅速な紛争処理が受けられる、などのメリットがあります。分譲マンションでは住宅性能評価の普及が進みかなり一般的になっています。

